

## ゴミ集積所整備事業補助

ゴミ集積所の整備（新築・改築）に必要な経費について、補助金を交付します。

ゴミ集積所とは	一般家庭から排出される廃棄物の収集のため地域ごとに指定された集積場所を衛生的に管理するための施設
---------	--

### 補助金の交付要件

補助金を申請できる方	町内会、自治体等の地域的共同利用を行っている団体。
補助金の額	ゴミ集積所の新築又は改築に必要な経費の1/2の額。但し、1施設あたり10万円を上限とします。
設置場所	地域でご相談の上、申請する方が確保して下さい。設置予定箇所については、交通安全への配慮や道路管理者、水路管理者との協議が必要となる場合があります。

補助金の交付を希望される場合は、予め担当にご連絡下さい。（設置が終わったゴミ集積所は補助対象になりません。）

## 生ゴミ処理容器等購入費補助

家庭から排出される生ゴミの減量化と再資源化を促進するため、生ゴミ処理容器等を購入した世帯に補助金を交付します。

補助金を申請できる方	零石町内に住所を有し、かつ現に居住する者（但し、1世帯1回限り）	
補助対象	生ゴミ堆肥化容器等	購入費の1/2の額（補助金の上限は3,000円）
	電動生ゴミ処理機等	購入費の1/2の額（補助金の上限は30,000円）

補助金の交付を希望される場合は、予め担当にご連絡下さい。

購入から1ヶ月以内に申請して下さい。

## 集団資源回収奨励金

雫石町内の住民で組織し、営利を目的としない団体が、ゴミ減量化と資源のリサイクルを行う資源回収に奨励金を交付します。奨励金の交付を受けるためには、予め団体の登録が必要です。また、回収を行う業者が定められております。

対象団体の例	子供会、学校、PTA、町内会、婦人会等
回収業者	雫石町集団資源回収事業実施業者

### 奨励金の内容

種別		奨励金の額	摘要
実施回数割		1,000円/回	上限12回/年
重量割	古紙・古繊維	8円/kg	
	金属・雑びん類	5円/kg	
	リターナルびん	3円/本	

奨励金交付事務の詳細については、担当にお問い合わせ下さい。

[お問い合わせ（担当）](#)

[雫石町役場環境対策課](#)

[電話番号 692-2111 内線164～166](#)